

[事案 26-66] 契約者貸付無効等請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

第三者により、養老保険の満期保険金の請求および契約者貸付の利用がなされたことを理由に、満期保険金の支払い、および契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年から平成 5 年の間に契約していた養老保険、学資保険、個人年金保険、終身保険について、自分が知らないうちに、満期保険金が支払われたり、契約者貸付が利用されていることが平成 26 年 1 月に分かった。

以下の理由により、満期保険金の支払い、および契約者貸付を無効にしてほしい。

- (1) 自分は満期保険金の請求書類への署名押印や契約者貸付の申込みをしていない。
- (2) 前期手続きの際、保険会社による本人確認がなされていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 筆跡から判断すると、満期保険金請求書、契約者貸付を受けるためのカードの申込書は申立人の配偶者によって作成されたものであるが、申立人の配偶者はその作成権限を有していたと考えられる。
- (2) 満期保険金は申立人名義の銀行預金口座に入金されており、銀行預金口座開設の手続きの厳格性から考えると、満期保険金は申立人の手元に渡っていると考えられる。
- (3) 円満な夫婦生活を送っている夫婦においては、夫婦の一方が他方に対し生命保険の管理を委ねることも珍しくなく、民法においても日常家事代理権が認められている。
- (4) 申立人配偶者が申立人に無断で契約者貸付を受けるためのカードを利用した取引を行っていたとしても、カードを利用した各種取引は暗証番号の一致を確認していれば免責される。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項3号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 本件の争点（法的整理）

- (1) 保険会社は、契約者貸付の申込みに必要なカードの申込書の作成や、満期保険金請求を申立人の配偶者が行ったであろうことを認めている。したがって、本件では申立人の配偶者に申立人を代理してかかる行為をなす権限が行為当時に存在したか否かを判断する。
- (2) 仮に申立人の配偶者に代理権を認めることができないとしても、民法761条（日常家事連帯債務）および同110条（表見代理）の類推適用、あるいは同478条（準占有者に対する弁済）の類推適用により、各支払いが有効であるか否かも争点となる。

2. 結論

- (1) 上記争点の認定をするためには、その権限を証する直接証拠および間接証拠にもとづき判断しなければならない。しかし、本件は契約者貸付のためのカード発行手続から 15 年以上経過しており、証拠により事実関係を認定することは困難である。
- (2) また、申立人の配偶者の供述を得なければならないが、申立人の配偶者は別居して離婚調

停中であり、当審査会は当事者以外の第三者の事情聴取を行う手続きがない。

(3) 加えて、本件は当事者のみならず第三者である申立人の配偶者にも重大な利害関係を及ぼす可能性が高いので、反対尋問権を保障した厳密な証拠調べが必要であるが、当審査会の手続きでは、保険会社の反対尋問権は保障されていない。

(4) そうすると、本件において的確な事実認定を行い、適正に解決するためには、厳格な証拠調べ手続に則った裁判所における訴訟手続によることが相当である。